

28受文科初第572号
平成28年5月10日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松 親 次 郎

(印 影 印 刷)

平成28年（2016年）熊本地震後の状況を踏まえた
九州への修学旅行の実施について

平成28年（2016年）熊本地震後の状況を踏まえた九州への修学旅行の実施について、観光庁から別添のとおり依頼がありましたので、今後の修学旅行の実施に当たって、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

併せて、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、お知らせ頂くようよろしくお願ひ申し上げます。